ケアプラン音生人(おいたち)

重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護 支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、 説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮 なく質問をしてください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 emi-go
代表者氏名	代表取締役 竹中 豊
所在地	岐阜県中津川市駒場1517-13
法人設立年月日	平成21年10月2日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプラン音生人 (おいたち)			
介護保険指定	岐阜県指定			
事業者番号	2171500990			
事業所所在地	岐阜県中津川市駒場1517-13			
連絡先	TEL 0573-66-5525			

	FAX 0573-66-5526
相談担当者名	管理者 田口 輝久
通常の実施地域	中津川市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保する
	ために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業
	所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に
	対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的と
	する。
運営の方針	要介護者等が居宅において日常生活を営むために
	必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切
	な利用等をすることができるよう、ケアプランを作
	成するとともに、指定居宅介護サービス事業者等と
	の連絡調整その他の便宜の提供を行う。
	関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提
	供主体との綿密な連携を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (年末年始は除く)			
営業時間	午前9時00分から午後4時00分			
24 時間連絡体制	当事業所の介護支援専門員が、電話により連絡可能な体制をとっています。			

(4) 事業所の職員体制

管理者	田口 輝久	
-----	-------	--

介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤4名(内2
		名兼務)・非常勤
		2名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料、その他の費用について

居宅介護支援の内容

- ①ケアプランの作成
- ②居宅サービス事業者との連絡調整
- ③サービス実施状況の把握、評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に対する協力、援助
- ⑦相談業務

1 利用料

介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(介 護保険により負担されます。)

2 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者状況把握のため、利用者の居宅に訪問する 頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

- 3 居宅介護支援の提供にあたって
- (1)居宅介護支援提供に先だって、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2)利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3)介護支援専門員がケアプランに位置づけるサービスについて 利用者は複数のサービス事業者の紹介を求めることができます。
- (4) 利用者は介護支援専門員に対し、当該サービス事業者をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。
- (5)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。
 - (6) 質の高いケアマネジメントの推進にて

前6か月間に作成されたケアプランにおける、訪問介護、(地域密着型)通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合の説明、

前6か月間に作成されたケアプランにおける、訪問介護、(地域密着

型) 通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一の事業所によって提供されたものの割合の説明を行う(希望時に書面にて説明)

4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する 管理者 田口 輝久 責任者

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 居宅サービス事業者または養護者(現に養護をしている家族・ 親族・同居人等)による虐待が疑われる場合には、速やかにこれを市 町村に通報します。
- 5 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故 が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者また

は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

7 秘密保持

- ① 事業所の介護支援専門員等は、正当な理由がなく、その業務上で知り得た利用者または家族の秘密を洩らしません。
- ② 事業所は、介護支援専門員等の従業者であった者が正当な理由なく、 その業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが ないように、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保 持するために、従業者との雇用契約の内容とします。
- ③ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を文章により得ておくこととします。
- 8 サービス提供に関する相談、苦情について 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及 び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

苦情申立の窓口

(1) 事業者の窓口

所在地 岐阜県中津川市駒場 1517-13

常設窓口 電話 0573-66-5525 FAX 0573-66-5526

受付時間 $9:00 \sim 16:00$ (月 \sim 金)

担当者 田口 輝久

(2) 市町村(保険者)の窓口

中津川市健康福祉部 介護保険室

所在地 岐阜県中津川市かやの木2番5号 健康福祉会館内

電話 0573-66-1111 FAX 0573-62-0058

(3) 公的団体の窓口

岐阜県国民保険団体連合会 介護保険課

所在地 岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 岐阜県福祉農業会館内 電話 058-275-9825

- 9 災害・感染症対策について
- ① 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施。
- ② BCP (業務継続計画)の策定。法人の策定計画に準ずる。

個人情報利用について

私(及び私の家族)の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲 内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、指定居宅 サービスなどを円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な 場合、又他事業所を利用する場合に使用する。

2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。
- ③第三者への提供

ケアプランの中で利用するサービス事業所への提供

国保連合会へ介護報酬の請求のための提供

コンピューターの保守のためのデータ提供

提供の手段又は方法として、手渡し、フロッピー、FAX、電話などを用いる。

④場合によって、本人の申し出により第三者への提供を差し止めることができる。

3 個人情報の内容

- ・氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が居宅介護 支援を行う為に、最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査票(必要項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)
- ・その他の情報

上記の内容以外に特に必要な情報については本人又は家族に了承を得る。

以上

- ※「サービス担当者会議」とは利用するサービスの担当者、本人、家族と共に利用者の 自立支援の目的を達成するために話し合う場をいいます。
- ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

10 重要事項説明の年月日

この重要事項の説明	月年月 日		年	月	日
担当者		より、	重要事	項説明書の)内容につ
いて説明を受け、					
ご利用者	住所				_
	氏 夕				
	氏名				_
代理人	住所				_
	氏名				_
			(続柄)	